No. 10

発行 11.8.10

JR東労組 業務部

## 事・賃金制度の見直しに関する 第2次解明交涉第6回目的

8月10日、「人事・賃金制度の見直しに関する第2次解明」の第6回交渉を行いました。 項目は、一般社員の人事制度について第32~34項と、試験制度について第35、36、40、 42~45、47 項を議論しました。

出向社員の制度適用の考え方や指定職の昇進昇級制度の考え方、昇職試験・昇格審査の内 容・時期、通教による在級年数短縮など、継続して解明交渉を進めていきます。

が住民と言う「具 ~鮮細は交渉のポイントをご覧ください!~

## ◇第32・33項 出向者の人事考課、役割手当の支給基準、課題付与等について

- ・出向社員の人事評定は、出向先の箇所長もしくは直属の上司が行う。人事考課は、出 向先とのやい取り(書面・対面)により、所属支社人事課(本社付は本社人事部)が行う。
- ・出向先の会社に対しては、統一したフォーマットでの報告をお願いしており、適切に把 握、評価することは可能である。
- ・出向者への課題付与は、出向先の箇所長が出向先の役割に基づいて決定する。賃金に からむ内容のため、本体としてもフォローをしていく。

## ◇第34項 指定職の昇進昇級制度について

- ・指定職への発令は、任用の基準に基づき、管理者として能力を総合的に見て判断す る。具体的に何かをやればなれるというものではない。
- ・現行でも任用の基準に基づいており、試験が無くなっても変わらない。
- ・ 『試験制度が無くなることにより、 "ゴマすり" が横行するのでは」という指摘については、 職場で上司がしっかり見ていく。会社としてきちんとやっていくとしか回答できない。
- ・指定職はポスト管理ではなく、それぞれの職責に応じて運用の中で配置している。
- ・同じ職名(例えば副駅長、副区長など)で指定職と一般の複数の管理者がいる場合の 違いは、しいて言えば、指定職の管理者のほうがより多くの会社の機密事項を取り扱う ということが挙げられる。

# 次項より一般社員の試験制度について議論します「その2に続く